

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は「健康経営優良法人 2025」として認定を受けており、従業員の健康保持・増進を経営の重要戦略と位置づけております。これまでの取り組みで培った知見をもとに、以下のような連携を推進してまいります。

- ・ パートナー企業との健康診断・ストレスチェックの情報共有や実施方法の相談対応
- ・ 地元医療機関・健康指導機関と連携し、腰痛・熱中症対策セミナー、禁煙推進活動、食生活改善講座などの共同開催
- ・ ループ会社および協力業者への健康経営支援ツール（チェックリスト、就業環境改善マニュアル等）の提供

これにより、業界全体の労働環境向上と人材の定着促進に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。発注に際しては、協力会社の実勢価格・原材料費・労務費の上昇等を的確に反映し、相互協議による適正価格決定を徹底しています。協力会社の収益確保を尊重した価格交渉を継続します。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

土木・建設機械製作に伴う治具・型等の管理について、発注者が合理的な範囲でコストを分担するとともに、無償での押し付けや管理費負担の一方的な転嫁は行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。当社では「時間外労働の縮減」や「週休2日現場」の実現に取り組んでおり、協力会社にも無理な納期設定や急な仕様変更等を極力避ける体制を構築**。繁忙期においても、作業計画を早期に共有し、労働負荷の平準化に努めます。

3. その他（任意記載）

①地域経済への貢献

グループ各社の施工・製造・調達においては、熊本県・福岡県・広島県を中心とする地域企業との取引を優先し、地場経済の活性化および雇用創出に貢献しています。

②若手・女性技術者の育成支援

技能者の担い手不足が課題となる中、当社では女性や若手人材が活躍できる研修プログラムの導入や、協力会社との合同研修の実施を推進しています。建設機械分野でのスキル標準化にも取り組み、技能伝承とDX推進の両立を目指します。

③脱炭素・省エネへの協働

建設機械の燃費向上や重機の電動化に関する共同開発・モニター試験を通じ、CO₂削減に資する製品・工法の普及を支援します。

2025年6月9日

株式会社アセット 代表取締役 國元 祐介
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。